

# 石川県公報

令和7年12月24日（水曜日）

号外

(第 86 号)

## 目次

### 選挙管理委員会

- 政治資金規正法の規定による報告書等の閲覧等の請求及びその方法の一部改正 1
- 政党助成法の規定に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程の一部改正 3

- 情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の一部改正 7
- 政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部改正 8

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第125号

政治資金規正法の規定による報告書等の閲覧等の請求及びその方法（昭和25年石川県選挙管理委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月24日

石川県選挙管理委員会

題名を次のように改める。

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧等の請求及びその方法

第1条中「報告書又は政治資金監査報告書（以下「報告書等」という。）を「収支報告閲覧対象文書（法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、法第十四条第一項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面、法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書又は法第十九条の十四の一第四項の規定による確認書をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条第1項から第3項まで及び第3条第1項中「報告書等」を「収支報告閲覧対象文書」に改める。

第4条第1項中「報告書等の写しを」を「収支報告閲覧対象文書の写しを」に改め、同条第2項中「を限度として」を「以内に限り」に改め、同条第3項中「法」を「前二項の規定にかかわらず、委員会は、法」に、「報告書等」を「収支報告閲覧対象文書の写し」に、「すべて」を「全て」に改め、「、同項及び前項の規定にかかわらず、委員会は」を削り、「同項に」を「、同項に」に改める。

別記様式第1号中「報告書等閲覧請求書」を「収支報告閲覧対象文書閲覧請求書」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第3条関係）

## 収支報告閲覧対象文書の写し交付請求書

年 月 日

石川県選挙管理委員会委員長 殿

請求者	住所 〔法人その他の団体 にあっては、主たる事務所の所在地〕	
	氏名 〔法人その他の団体 にあっては、名称 及び代表者の氏名〕	
	連絡先電話番号	

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧等の請求及びその方法第3条第1項の規定により、次のとおり収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。

写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書の内容	
政治団体の名称	収入及び支出がされた年

希望する写しの交付の方法（希望するものに○を付けること。）	
1 複写機により白黒で複写したものの交付 2 スキャナにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付（PDFファイル） 3 スキャナにより電子化し、DVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	
(写しの送付)	
希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/>	

別記様式第3号中「印」を削り、「報告書等に」を「収支報告閲覧対象文書に」に、「政治資金規正法の規定による報告書等の閲覧等の請求及びその方法」を「政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧等の請求及びその方法」に、「報告書等の内容」を「**収支報告閲覧対象文書の内容**」に改める。

別記様式第4号中「印」を削り、「報告書等について、政治資金規正法の規定による報告書等の閲覧等の請求及びその方法」を「収支報告閲覧対象文書について、政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧等の請求

及びその方法」に、

報告書等の内容	収支報告閲覧対象文書の内容
政治資金規正法の規定による報告書等の閲覧等の請求及びその方法第4条第3項を適用する理由	政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧等の請求及びその方法第4条第3項を適用する理由
当初の交付期限	当初の交付期限
報告書等のうちの相当部分について交付をする期間	収支報告閲覧対象文書のうちの相当部分について交付をする期間
残りの報告書等について交付をする期限	残りの収支報告閲覧対象文書について交付をする期限

を  
に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この告示は、令和8年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 改正前の政治資金規正法の規定による報告書等の閲覧等の請求及びその方法の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

#### 石川県選挙管理委員会告示第126号

政党助成法の規定に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程(平成8年石川県選挙管理委員会告示第27号)の一部を次のように改正する。

令和7年12月24日

石川県選挙管理委員会

題名を次のように改める。

政党助成法の規定に基づく都道府県提出文書の閲覧等に関する規程

第1条中「支部報告書、支部総括文書又は監査意見書」や「同条第二項の都道府県提出文書」に、「支部報告書等」や「都道府県提出文書」に、「別記様式」を「別記様式第1号」に改める。

第2条第1項中「支部報告書等」や「都道府県提出文書」に改め、同条第2項中「支部報告書」や「都道府県提出文書」に改め、同条第3項中「支部報告書等」や「都道府県提出文書」に改める。

本則に次の2条を加える。

(写しの交付の請求)

第三条 法第二十二条第五項の規定による委員会が受理した都道府県提出文書の写しの交付を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、別記様式第1号の書面(次項において「交付請求書」という。)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(写しの交付の期限)

第四条 委員会は、法第二十二条第五項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあつた日から十四日以内に、当該請求に係る都道府県提出文書の写しを交付するものとする。ただし、前条第一項の規定により補正を求めた場合にはあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかるは、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を六十日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別記様式第二号の書面により通知しなければならない。

3 前二項の規定にかかるは、委員会は、法第二十一条第五項の規定による請求に係る都道府県提出文書の写しが著しく大量であるため、当該請求があつた日から六十日以内にその全てについて第一項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該請求に係る都道府県提出文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に第一項の規定による交付をし、残りの都道府県提出文書の写しについては相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、別記様式第四号の書面により通知しなければならない。

別記様式中「支部報告書等閲覧請求書」を「都道府県提出文書閲覧請求書」に改め、同様式を別記様式第1号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

別記様式第2号(第3条関係)

## 都道府県提出文書の写し交付請求書

年 月 日

石川県選挙管理委員会委員長 殿

請求者	住所 (法人その他の団体) にあっては、主たる事務所の所在地	
	氏名 (法人その他の団体) にあっては、名称 及び代表者の氏名)	
	連絡先電話番号	

政党助成法の規定に基づく都道府県提出文書の閲覧等に関する規程第3条第1項の規定により、次のとおり都道府県提出文書の写しの交付を請求します。

写しの交付の請求に係る都道府県提出文書の内容	
政党の支部の名称	都道府県提出文書に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年

希望する写しの交付の方法(希望するものに○を付けること。)	
1 複写機により白黒で複写したものの交付 2 スキャナにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付(PDFファイル) 3 スキャナにより電子化し、DVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	
(写しの送付)	
希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/>	

別記様式第3号（第4条関係）

## 写しの交付期間延長通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県選挙管理委員会委員長

年 月 日付けで写しの交付請求のあった都道府県提出文書について、次のとおり交付の期間を延長したので、政党助成法の規定に基づく都道府県提出文書の閲覧等に関する規程第4条第2項の規定により通知します。

都道府県提出文書の内容	
当 初 の 交 付 期 限	年 月 日
延 長 後 の 交 付 期 限	年 月 日
延 長 の 理 由	
担 当 機 関	(電話番号 )
備 考	

別記様式第4号（第4条関係）

## 写しの交付期限特例通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県選挙管理委員会委員長

年 月 日付けで写しの交付請求のあった都道府県提出文書について、政党助成法の規定に基づく都道府県提出文書の閲覧等に関する規程第4条第3項の規定により、交付をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

都道府県提出文書の内容	
政党助成法の規定に基づく都道府県提出文書の閲覧等に関する規程第4条第3項を適用する理由	
当初の交付期限	年 月 日
都道府県提出文書のうちの相当部分について交付をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの都道府県提出文書について交付をする期限	年 月 日
担当機関	(電話番号 )
備考	

## 附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

## 石川県選挙管理委員会告示第127号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（平成20年石川県選挙管理委員会告示第78号）の一部を次のように改正し、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月24日

石川県選挙管理委員会

申請等の表政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の部第19条の16第1項の項の次に次のように加える。

第19条の16第15項	少額領収書等の写し に係る写しの交付
-------------	-----------------------

申請等の表政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の部第20条の2第2項の項中「報告書又は政治資金監査報告

書」を「収支報告閲覧対象文書」に改め、「請求」の次に「及び写しの交付」を加え、同部の次に次のように加える。

政党助成法(平成6年法律第5号)	第32条第5項	石川県選挙管理委員会が受理した都道府県提出文書の写しの交付の請求及び写しの交付
------------------	---------	-----------------------------------------

### 石川県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成22年石川県選挙管理委員会告示第110号)の一部を次のように改正する。

令和7年12月24日

石川県選挙管理委員会

第9条を削る。

別記様式第6号中	2 複写機により白黒で複写した ものの交付	1 全部 2 一部( )	を
----------	--------------------------	-----------------	---

2 複写機により白黒で複写した ものの交付	1 全部 2 一部( )
3 スキャナにより電子化し、 CD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	1 全部 2 一部( )
4 スキャナにより電子化し、 DVD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	1 全部 2 一部( )
5 石川県電子申請システムを使 用した交付(PDFファイル) ※石川県電子申請システムにより 申請した場合に限る。	1 全部 2 一部( )

に、

算定基準(石川県手数 料条例別表12の2の項 1)(a)	左の実施方法で開示を 希望する文書量(b)	開示実施手数料 (a) × (b)	を
------------------------------------	--------------------------	----------------------	---

算定基準(石川県手数 料条例別表12の2の項 1)	左の実施方法で開示を 希望する文書量	開示実施手数料	に、
---------------------------------	-----------------------	---------	----

2 複写機により白黒で複写した ものの交付	用紙1枚につき10円		円	を
--------------------------	------------	--	---	---

2 複写機により白黒で複写した ものの交付	用紙1枚につき10円		円
3 スキャナにより電子化し、 CD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	CD-R 1枚につき 100円に、文書1枚ご とに10円を加えた金額		円

4 スキャナにより電子化し、DVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R 1枚につき 120円に、文書1枚ごと に10円を加えた金額	円	に改める。
5 石川県電子申請システムを使用した交付（PDFファイル） ※石川県電子申請システムにより申請した場合に限る。	文書1枚につき10円	円	

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

